

農地法第5条許可について

1 概要

市街化区域以外の農地を、農地以外の用途に変更（転用）する目的で売買等の所有権移転や賃貸借権の設定を行う場合は、農地法第5条の許可（七ヶ浜町においては県知事の許可）が必要です。

なお、一時的に駐車場や資材置場等にする場合でも、県知事の許可が必要です。

（注 意）

譲受人（農地を取得する者）と転用行為を行う者は同一でなければならない。

2 添付書類について

すべての申請に必ず添付が必要な書類と、必要に応じて必要な書類があります。

※詳細は次ページの表のとおり。

(1) すべての申請で必ず添付が必要な書類

添付書類	部数
①申請書 ※譲渡人・譲受人が自著する場合は押印不要。	4
②申請土地の全部事項証明書（法務局） ※登記簿の住所と現住所が異なる場合は、住民票抄本又は戸籍の附表を添付する。	2（正・副）
③申請土地の公図の写し（法務局） 申請地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する。	2（正・副）
④申請土地の位置図（住宅地図等） 縮尺は1/1,000～1/10,000程度とし、開発地を着色する。 ※公共施設や住宅など、周辺の状況を明示する。	2（正・副）
⑤施設の配置図 <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は1/500～1/2,000程度とし、施設ごとの所要面積を明示する。（駐車場は、駐車台数も明示。） ・必要に応じ、周辺農地への被害防除措置を明示する。（土留擁壁等の状況） ・汚水や雨水の排水先を明示する。（公共下水道に接続、合併浄化槽を經由し既存水路に接続 など） ・期別計画がある場合は、期別計画ごと色別にする。 	2（正・副）
⑥転用計画に係る事業計画概要書 申請人（譲受人）の事業計画、被害防除、資金計画等に関するもの。	2（正・副）
⑦融資証明又は預金残高証明（金額によらず添付が必要） <ol style="list-style-type: none"> 1 自己資金の関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 預貯金通帳、残高証明書 申請者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族の物に限る。 (2) 転用事業に係る代金支払い領収証の写し (3) 公共事業等に伴う移転補償契約書の写し ※株券は原則不可 2 資金融資の関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 融資証明書（見込証明書を含む） (2) 融資審査結果回答書の写し (3) 融資内諾書の写し (4) 融資者の残高証明書又はその写し 融資者と事業者の関係（親族や同居者等）を確認できること。 3 補助金の関係 交付決定通知又は内示書の写し <p>その他、上記に準じる証明書（青色申告書や財務諸表）など</p>	2（正・副）
⑧委任状 申請者以外の代理人が手続きを行う場合。	1

(2) 申請者、申請目的、申請地の状況等により、必要に応じて添付

添付書類	部数
①法人関係の書類 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書。	2 (正・副)
②土地改良区の意見書 ・申請土地が土地改良区の管理地区内の場合。 ・意見書に条件が付されている場合は、その内容が記載された協議書や念書についても添付する。	2 (正・副)
③同意書 申請に係る転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合は、同意があったことを証する書類が必要。 ・権利を有する者の同意書 ・共有地を転用する場合は、他の共有者全員の同意	2 (正・副)
④小作関係の書類 (1) 賃借権等に基づく耕作者がその耕作する農地を申請する場合 所有者の同意書 (2) 所有者が貸付地を申請する場合 貸付地に係る権利を有する者の同意書	2 (正・副)
⑤契約書の写し 賃貸借契約の場合は、契約書の写しが必要。	2 (正・副)
⑥他法令の許認可等 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可等が必要な場合に 関係機関の議決等を証する書類が必要。	2 (正・副)
⑦取水または排水同意書 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合には、その旨を証する書面。	2 (正・副)
⑧行程表 工事が1年以上に及ぶもの又は一時転用の場合	2 (正・副)
⑨その他転用審査に必要な書類	2 (正・副)